

■議案第50号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

議会基本条例に基づく各常任委員会、議会報告会及び政策討論会の実施や研修等の議会活動の中で、常任委員長等の時間的・経済的負担やその責任範囲が拡大していることに鑑み、今回常任委員長等の月額報酬について見直しを行うものです。

なお、本改正については、5月21日に開催されました「四万十町特別職報酬等審議会」において、適当である旨の答申を受けています。

【改正の内容】

常任委員長及び議会運営委員長の月額報酬を208,000円から213,000円に変更します。

【新旧対照表】

区 分	報酬の額	
	改正後	改正前
常任委員長	月額 213,000 円	月額 208,000 円
議会運営委員長	月額 213,000 円	月額 208,000 円

※ 施行日 平成25年7月1日